

養育費

養育費とは衣食住に必要な経費、教育費、医療費など子どもの生活費のことで、**離婚の理由や原因に関わらず受け取ることができます**。離婚後にお父さんやお母さんが子どもを育てるために必要となり、両親の収入を基に両親が話し合っ
て決めるのが一般的です。約束を明確なものにするために**文書で取り決めましょ
う**。公正証書又は調停での取り決めが推奨されます。

令和8年4月には法定養育費が新設され、離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、暫定的に子どもと暮らす親が他方の親へ、子1人あたり月額2万円の養育費を請求できます。

親子交流

親子交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的または継続的に話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。離婚後も親と子どもの縁は切れません。**お父さんやお母さんから愛されていると実感できることによって子どもの安心感や自尊心が育ちます**。

親子交流は、お父さんやお母さんが話し合っ
て決めた場所に子どもが出かける（連れていく）、別居親が連れに来る（訪問する）、夏休みなどに宿泊をするなど様々ですが、お父さんとお母さんが話し合い、納得して決めることが大切です。**お父さんとお母さんのみでの実施が難しい場合は、第三者（民間団体等）の支援を受けることもできます**。

親 権

親権とは、①子どもの監護・教育をすることと、②子どもの財産を管理することについての権限と義務のことです。**親権者は、親権を子どもの利益のために適切に行使する義務を負います**。

令和8年4月以降は、離婚後において単独親権のほかに、**お父さんとお母さんの2人ともが親権を持つ共同親権の選択ができるようになりました**。共同親権の場合、日常のことは一方の親で、大切なこと（子どもの転居や進学先の決定、財産の管理等）はお父さんとお母さんの2人で話し合っ
て決められます。暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気や怪我で緊急の治療が必要な場合などは、どちらか1人で決めることができます。

●親権・養育費 110 番事業

母子家庭・父子家庭・離婚前の方を対象に、養育費の取り決め、履行など養育費全般についてのほか、離婚や別居に伴う親権、面会交流などの法的な問題について、弁護士による電話相談を無料で実施しています。

実施日時：第2火曜日 13時から15時、17時から19時

第4木曜日 15時から19時

問 予約・問い合わせ先：鳥取県子ども家庭部家庭支援課（0857-26-7869）

●養育費に係る公正証書作成促進事業

県内のひとり親の方に対し、養育費にかかる公正証書作成に要した費用及び家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する費用の一部について助成します。※市町村により助成内容は異なります。県内には3か所の公正役場があります。



鳥取県内
公正証書役場一覧

問 市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

●法テラスによる法律無料相談・弁護士等費用の立替

法テラスでは、収入や資産が一定基準以下の方を対象として、借金（債務管理）、金銭トラブル（貸金、損害賠償）、離婚（養育費、財産分与）、相続、労働問題などの一般相談に関する無料法律相談を行っています。相談は事前の予約が必要です。



鳥取法テラス
WEB サイト

また、弁護士や司法書士への相談で問題が解決せず、弁護士や司法書士に依頼をする必要がある場合に、費用の立替えを行っています。ご利用には、収入や資産が一定基準以下であるなど条件があり、審査が必要です。（条件を満たすことで返済の免除、返済までの期間の猶予の付与が可能です。）

問 法テラス

●養育費・親子交流相談支援センター

養育費等相談支援センターは、養育費や親子交流に関する当事者からの相談窓口を設けています。

電 話 相 談：0120-965-419

（携帯電話からは使えませんので下記番号におかけください）

03-3980-4108

（ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています）

メー ル 相 談：info@youikuhi.or.jp（相談員が数日中に回答を送信します）



チャット
相談

平 日（水曜日を除く） 午前 10 時～午後 8 時
水曜日（祝日を除く） 午後 0 時～午後 10 時
土曜日・祝日 午前 10 時～午後 6 時
（日曜日・振替休日の電話相談はお休みです）

FPICの紹介

全国各地に相談室が設置され、夫婦関係の調整や離婚などの問題、離婚後の子をめぐ
る問題、いじめなど子育ての悩み、ひきこもりなど成人した子の悩み、老親をめぐ
る兄弟間の悩み、職場の人間関係や男女関係のトラブルあるいは生き方や性格の
悩みなど、人間関係、子育てやこころの問題についての相談に応じています。

FPIC は親子交流支援を有料で実施しています。

県内の相談場所

マリッジカウンセリング ゆりはま

〒 689-0174 鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島 496

問 携帯電話： **090-2007-0405**

メールアドレス： marican2010@ezweb.ne.jp

ラエルの紹介

ラエルは離婚後や別居中の父母が、子どものために安心して連絡を取り合うためのアプリです。感情の衝突を避けて、親子交流や養育費のやりとりをスムーズに進められます。

運 営

GUGEN Software 株式会社

問 info@raeru.jp



これならあえる ラエル

raeru

離婚後の子育てアプリ



詳しくは
ホームページを
ご確認ください。